

鹿児島県血液対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第3条の基本理念に基づくとともに、国が定めた「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に沿って本県における血液対策事業の推進に関し、基本的な考え方を定め、県、市町村、採血事業者（県赤十字血液センター、以下「血液センター」という。）及び医療関係者の責務を明確にし、並びに血液対策事業の基本となる事項を定めることにより、血液対策事業を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な血液の安定供給の確保、適正使用の推進及び公正かつ透明な実施体制の確保を図ることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 県、市町村、血液センターは、協力して献血の必要性について広く県民に理解を求める、献血推進運動を展開する。

- 2 今後、献血可能人口が減少することが予測されることから、若年層の献血への理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、献血受入事業所及び協力団体の拡大並びに育成に努める。
- 3 血液製剤の適正使用について、医療関係者の理解と協力が得られるよう一層の啓発を行う。
- 4 血液対策事業の推進について、公正かつ透明な実施体制を確保することに努める。

(関係者の責務)

第3条 県は、毎年度、鹿児島県献血推進計画（以下「献血推進計画」という。）を作成し、かつ実施するため、市町村、血液センターと協力して広報や献血組織の育成等を行うとともに、血液センターの献血受入計画の実施が確保できるよう協力を行う。

- 2 市町村は、献血に関する住民の理解を深めるため、県及び血液センターと協力して普及啓発等を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に推進されるよう協力を行う。
- 3 血液センターは、県と協議の上、献血受入計画の策定並びに受入体制を整備し、献血の受入に関する目標を達成するための措置を講ずるとともに、県及び市町村が行う献血推進の取組に積極的に協力する。
- 4 医療関係者は、血液製剤が人の血液に由来する有限で貴重なものであること及び感染のリスク等について特段の注意を払い、適切かつ適正な使用に努める。

(鹿児島県血液対策推進協議会)

第4条 県は、血液対策事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県血液対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(献血推進計画の策定)

第5条 県は、法第10条第5項に基づき、国の基本方針及び献血推進計画に従い、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、協議会の意見を聴き、毎年度、翌年度の献血推進計画を策定する。

- 2 献血推進計画は以下の事項を含むものとする。
 - (1) 献血により確保すべき血液の目標量及び目標献血者数
 - (2) 目標量を確保するために必要な措置
 - (3) 関係者の役割
 - (4) その他献血推進に関する重要事項

(献血推進計画の国への提出)

第6条 県は、献血推進計画を策定したときは、これを遅滞なく、厚生労働大臣に提出する。

(献血推進計画の変更)

第7条 県は、献血推進計画を変更しようとするときは、協議会の意見を聴き、変更したときは、これを遅滞なく、厚生労働大臣に提出する。

(献血推進計画の確認及び評価)

第8条 献血推進計画の進捗状況については、協議会が確認及び評価を行う。

(献血推進計画の公表)

第9条 県は、献血推進計画を策定したとき又は変更したとき、及び協議会の評価の結果について、下記の方法により公表する。

- (1) 県公報への登載
- (2) 県広報誌等の活用
- (3) 県ホームページへの掲載
- (4) 報道機関への発表

(適正使用の推進)

第10条 県は、医療機関における血液製剤の適正使用を推進するため、血液センターと協力し、国が示した「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」等の普及を図る。

(血液備蓄所の充実等)

第11条 県は、各地域の血液製剤の使用状況等を把握しながら、血液センターと連携して備蓄体制の整備を図る。

(災害時等における献血の確保等)

第12条 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が的確に確保されるよう、各種広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(要綱の見直し)

第13条 県は、基本方針の変更があったとき、又は本県における血液事業を取り巻く状況の変化があったときは、協議会の意見を聴いて、要綱を見直さなければならない。

(附則)

第1条

この要綱は平成16年 4月 1日から実施する。

(附則)

第1条

この要綱は平成30年 4月 2日から実施する。

(附則)

第1条

この要綱は令和6年 4月 1日から実施する。